

社会福祉法人等に対する軽自動車税（種別割）の減免について

番号	対象となる施設／事業	対象となる法人	根拠法
(1)	救護施設 更生施設 宿所提供施設	社会福祉法人	社会福祉法第2条第2項第1号に掲げる第一種社会福祉事業で生活保護法に規定する施設
(2)	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 情緒障害児短期治療施設	社会福祉法人	社会福祉法第2条第2項第2号に掲げる第一種社会福祉事業で児童福祉法に規定する施設
(3)	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	社会福祉法人	社会福祉法第2条第2項第3号に掲げる第一種社会福祉事業で老人福祉法に規定する施設
(4)	障害者支援施設	社会福祉法人	社会福祉法第2条第2項第4号に掲げる第一種社会福祉事業で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第83条第4項に規定する施設
(5)	障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者に係るもの	社会福祉法人 一般社団・財団法人(公益社団・財団法人を含む) 医療法人 宗教法人 NPO法人	社会福祉法第2条第3項第4号の2に掲げる第二種社会福祉事業で障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する施設で行われる障害福祉サービス事業
(6)		社会福祉協議会	社会福祉法第109条、110条
(7)		共同募金会	社会福祉法第113条
(8)		大分県障がい児協会	
(9)		(公財)大分県交通安全協会	
(10)		(公財)大分県防犯協会	

※(1)~(5)は「対象となる法人」が「対象となる施設／事業」のために直接専用するものに限る。